

## 【モデル様式 7】

### 『就業条件の明示』

(根拠 : 労働者派遣法第 34 条、施行規則第 26 条)

明示すべき条件等（派遣先と派遣契約書で定めた事項のうち、個々の派遣労働者に係るもの）を明示すること。）

① 派遣労働者が従事する業務の内容

- ・ 令第4条第1項各号に掲げる業務が含まれるときには該当する号番号を記載すること。  
(日雇労働者に係る労働者派遣が行われないことが明らかである場合には記載不要。)

② 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- ・ 派遣労働者が従事する業務に伴って行使するものとして付与されている権限の範囲・程度等をいうこと。
- ・ チームリーダー、副リーダー等の役職を有する派遣労働者であればその具体的な役職を、役職を有さない派遣労働者であればその旨を明示することで足りるが、派遣元事業主と派遣先との間で、派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度について共通認識を持つことができるよう、より具体的に明示することが望ましい。

③ 派遣労働者が従事する事業所の名称・所在地その他派遣就業の場所及び組織単位

④ 派遣先のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

⑤ 労働者派遣の期間、派遣就業日（具体的な曜日又は日を指定すること。又はシフト表等の添付）

⑥ 派遣就業の開始・終了時刻、休憩時間（休憩の開始及び終了の時刻を特定して記載）

⑦ 安全及び衛生に関する事項

（【モデル様式 5】『労働者派遣契約』の「個別契約において最低限定めるべき事項」の⑦を参照）

⑧ 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項

⑨ 派遣労働者の新たな就業機会の確保、派遣労働者に対する休業手当等の支払費用を確保するための費用負担等、労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

⑩ 紹介予定派遣の場合、当該職業紹介により従事すべき業務の内容、労働条件等

- ・ 紹介予定派遣である旨
- ・ 紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合に予定される労働条件

※ 【モデル様式 5】の（注釈）、「個別契約において最低限定めるべき事項」の⑩を参照のこと。

⑪ 派遣労働者個人単位の期間制限に抵触する最初の日（期間制限のない労働者派遣に該当する場合はその旨。）

※ 事業所における組織単位については、法第 40 条の 3 の期間制限の目的が、派遣労働者がその組織単位の業務に長期にわたって従事することによって固定化されることを

防止することであることに留意しつつ判断することになる。具体的には、課、グループ等の業務としての類似性や関連性がある組織であり、かつ、その組織の長が業務の分配や労務管理上の指揮監督権限を有するものであって、派遣先における組織の最小単位よりも一般に大きな単位を想定しているが、名称にとらわれることなく実態により判断すべきものである。

⑯ 派遣先の事業所単位の期間制限に抵触する最初の日（期間制限のない労働者派遣に該当する場合はその旨。）

※ 抵触日の明示を行うに当たっては、個人単位の期間制限の抵触日を超えて同一の組織単位に派遣された場合、又は、派遣先において過半数労働組合等の意見聴取がされず事業所単位の期間制限を超えて派遣された場合には、派遣先は「労働契約みなし制度」の対象となる旨を明示すること。

⑰ 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項

⑱ 派遣先が⑤の派遣就業日以外の日に就業させることができ、又は⑥の派遣就業時間を延長できる定めを労働者派遣契約において行った場合は、当該派遣就業させることができる日又は当該延長することができる時間数

⑲ 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与に関する事項

（【モデル様式 5】『労働者派遣契約』の「個別契約において最低限定めるべき事項」の⑯を参照）

⑳ 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

㉑ 健康保険被保険者資格取得届等の書類が行政機関に提出されていない場合は、その理由

㉒ 期間制限のない労働者派遣に関する事項

（【モデル様式 5】『労働者派遣契約』の「個別契約において最低限定めるべき事項」の㉑を参照）

**【明示の方法】**

労働者派遣に際し、あらかじめ、明示すべき事項を書面、ファクシミリ又は電子メール等（ファクシミリ又は電子メール等による場合にあっては、当該派遣労働者が希望した場合に限る。）により派遣労働者に明示すること。

**【派遣料金額の明示】（労働者派遣法第 34 条の 2）**

○派遣元事業主は、

- ① 労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合、当該労働者
- ② 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金の額を変更する場合、当該労働者派遣に係る派遣労働者

に対して、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額を明示しなければならない。

○明示すべき労働者派遣に関する料金の額は次のいずれかとする。

- ① 当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額
- ② 当該労働者に係る労働者派遣を行う事業所における労働者派遣に関する料金の額の平均額

- ③ 明示すべき労働者派遣に関する料金の額について、時間額・日額・月額・年額等は問わないが、その料金額の単位（時間額・日額・月額・年額等）がわかるように明示する必要がある。

#### ○明示の方法は

書面の交付、ファクシミリ、又は電子メール等とする。なお、労働者派遣をしようとする場合における当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額が、労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合に明示した額と同一である場合には、再度の明示は要しない。

#### 【派遣労働者を特定することを目的とする行為に対する協力の禁止】

派遣元事業主は、紹介予定派遣の場合を除き、派遣先による派遣労働者の特定を目的とする行為に協力してはならない。

「特定を目的とする行為」の具体的なものとしては

- ・派遣先からの派遣労働者の指名行為に応じる
- ・派遣先への履歴書の送付
- ・派遣先による派遣労働者の事前面接への協力 等がある。